

平成22年11月5日

各 位

岡崎信用金庫  
理事長 大林 市郎

法令等遵守態勢及び経営管理態勢の充実・強化に関する業務改善命令について

当金庫は、平成22年2月24日及び平成22年6月11日に公表いたしました元職員による顧客預金横領等の4件の不祥事件について、当金庫の法令等遵守に向けた取組みが不十分であるとして、本日、東海財務局長より下記内容の業務改善命令を受けました。

社会的・公共的な役割を担い、信用を第一とし、役職員一人一人が高い倫理観を持つことが求められる金融機関として、このような改善命令を受けるに至り、深く反省するとともに、お取引先を始め、会員の皆様、地域の皆様等、関係する全ての皆様に、多大なご迷惑とご心配をお掛けすることとなりましたことを、心から深くお詫び申し上げます。

この業務改善命令を真摯に受け止め、役職員一丸となって健全かつ適切な業務運営を確保するため、法令等遵守態勢及び経営管理態勢の充実・強化に全力で取り組んでまいります。

記

1. 業務改善命令の内容

- (1) 健全かつ適切な業務運営を確保するため、以下の観点から、法令等遵守態勢及び経営管理態勢を充実・強化すること。
  - ① 法令等遵守及び経営管理にかかる経営姿勢の明確化（責任の所在の明確化を含む）
  - ② 全金庫的な法令等遵守態勢の確立
  - ③ 厳正な事務処理の徹底と相互牽制機能の充実・強化（支店長に対する牽制機能強化を含む）
  - ④ 適切な人事管理の徹底
  - ⑤ 内部監査機能の充実・強化
- (2) 上記（1）に関する業務改善計画（具体策及び実施時期を明記したもの）を平成22年12月6日までに提出し、直ちに実行すること。
- (3) 上記（2）の実行後、当該業務改善計画の実施完了までの間、四半期毎の進捗・実施状況を翌月10日までに報告すること。  
（初回報告基準日を平成23年2月末とする）

2. 今後における当金庫の対応について

今回の業務改善命令を受けるに至った根本的な原因及び問題点について、実効性のある業務改善計画を策定し、同計画を着実に実施していくことによって、法令等遵守態勢及び経営管理態勢のより一層の充実・強化を図り、信頼回復に努めてまいります。

以上

【本件に関するお問い合わせ】

担当部署：リスク統括部法務管理室 電話番号：0564-25-7178  
受付時間：午前9時から午後5時まで（土・日・祝日を除く）